

岩国市医療機関等物価高騰対策支援金に係るQ & A

令和7年9月26日

1 対象施設について			
Q1-1	支援金の対象者は。	A1-1	令和7年9月1日時点で、岩国市内において保険医療機関である病院及び診療所又は保険薬局である薬局を運営しており、かつ、申請日以降も引き続き運営する意思を有する事業者です。 ただし、岩国市診療所条例（平成18年条例第134号）別表第1に規定する診療所は対象外です。
Q1-2	歯科診療所も対象となるのか。	A1-2	対象となります。
Q1-3	医療機関等の設置、運営主体の本店（主たる事務所）が岩国市外でも対象となるか。	A1-3	本店（主たる事務所）が岩国市外であっても、医療機関等の施設が岩国市内であれば対象となります。
2 申請について			
Q3-1	申請書兼請求書への押印は必要か。	A3-1	申請書兼請求書への押印は不要です。
Q3-2	1つの法人で複数の対象施設がある場合はどのように申請すればよいか。	A3-2	紙での申請の場合、原則、1申請書に各対象施設等を記入のうえ、まとめて申請してください。ただし、まとめての申請では支障がある場合は、対象施設ごとの申請も可とします。申請者は法人の代表者としてください。 電子申請の場合、対象施設ごとに申請してください。申請者は法人の代表者としてください。
Q3-3	支援金の振込先口座の名義は申請者と異なってもよいか。	A3-3	振込先口座の名義と申請者は同一としてください。
Q3-4	過去に岩国市医療機関等物価高騰対策支援金の交付を受け、その申請の際に振込先口座が確認できる通帳等の写しを添付したが、今回も同様に添付する必要があるのか。	Q3-4	今回の申請における振込先口座が令和4年度または令和5年度の申請におけるものと同一である場合は、振込先口座が確認できる通帳等の写しの添付は不要です。 振込先口座を変更する場合や、過去に支援金の交付を受けていない場合は、振込先口座が確認できる通帳等の写しを添付してください。